

市町村名	津山市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
津山ぐらし移住サポートセンター	○	○	○	○	5/25	シティ・プラザ及びオンライン	7/13・14	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
津山ぐらし移住サポートセンター（仕事・移住支援室）	岡 李々圭	0868-24-3787

2 移住専門相談員の有無

名称	氏名	連絡先
IJUコンシェルジュ	石坂 めぐみ	0868-24-3787
主な業務	移住・定住の相談対応、移住・定住に関する情報発信	

3 お試し住宅の有無

整備年度	活用施設	利用単位	R5年度利用件数	うち移住件数
①H26 ②H30	①1棟4戸 ②1戸	①原則1月～1年 ②3日～14日	①4件 ②10件	①4件 ②2件(8名)

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
移住や多拠点居住を検討している方に、津山市に来ていただき暮らしの様子などを体感してもらおう。その中で、移住希望者が先輩移住者等との交流会やワークショップを通じて津山市の魅力に触れることで、移住促進へと繋げていく。 ○募集対象：津山市への移住を検討中の方など ○参加費：未定

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	あば村お試し住宅	阿波地域における定住促進、地域活性化のため、旧小学校職員住宅を市が地域協議会（あば村運営協議会）に貸し付け、「お試し住宅」として協議会が管理・運営している。 ○対象者：阿波地域への移住を希望し、自治活動等へ参加する意思のある者	○使用料 ・世帯用(2LDK)20,000円/月 ・単身用(1DK)15,000円/月 ○利用可能期間 原則1月～1年
	トライアルステイ	津山市への移住者、関係人口候補者の増加や移住希望者のスムーズな移住定住を図ることを目的に、津山市の生活環境の体験、住まい探しや仕事探しを行う短期間のお試しぐらしを移住希望者が実施できるよう、拠点となるお試し住宅の整備・管理運営を行うとともに、IJUコンシェルジュが利用者に対し相談の対応や市内案内等トライアルステイのコーディネートを行います。	○利用期間 3日～14日以内 ○体験料 3～7日以内 10,000円 8～14日以内 20,000円 ○設備等 ・家具家電付き ・自転車の貸し出しあり。 ・敷地内に駐車場あり ※ただし、寝具や食料等の消耗品は利用者が用意。
起業	サテライトオフィス設置・創業拠点整備・創業等サポート補助金	サテライトオフィス設置・創業拠点整備サポート ○市内で創業や第二創業を目指す方やサテライトオフィス設置を検討する事業者様を対象に、事業の立ち上げに必要な建物の改修費、事務機器等購入費を一部補助します。 ◆補助対象 サテライトオフィス設置 ソフト系事業(IT、設計、デザイン等)でのサテライトオフィス設置を行う市外企業 (ただし、1名以上の雇用が条件) 創業拠点整備サポート 新規性・独創性・優位性があり、3年以上の事業計画を有する創業予定者(企業内起業、第二創業含む) ◆対象経費 事務機器等購入経費、改修費、賃借料(サテライトオフィス)	サテライトオフィス設置・創業拠点整備サポート ◆補助額: (A)事務機器等購入費…上限25万円 補助率1/2以内 (B)改修費…上限100万円 補助率1/2以内 (C)賃借料(サテライトオフィス)…上限30万円 補助率1/2以内 ※1次募集 5月末、2次募集 8月末
	創業サポート補助金	創業サポート ○市内で新たに事業を開始する(新規創業、第二創業、企業内起業)企業等の事業活動に要する経費の一部補助します。 ◆補助対象 3年以上の事業計画を有し、センターが定める要件を満たす事業で創業する企業(企業内起業、第二創業含む)または開業届後3年以内の個人及び創業予定者 ◆対象経費 旅費、原材料費、設備費、賃借料、謝金、先行技術調査費、委託費、広報費、技術指導受入費、外注費、人件費(設計・IT企業に限る)、登記等費用、支払利息、その他経費	創業サポート ◆補助額: 上限30万円 補助率1/2以内 ※1次募集 5月末、2次募集 8月末、3次募集 10月末

	<p>INN-SECT</p> <p>[オフィスの概要] 津山市二階町の複合施設「INN-SECT」の3階は、会員様限定のシェアオフィスとなっており、個室オフィス又はオープンスペースを24時間自由に使用いただけます。 個室オフィスをご契約の場合は、住所利用・法人登記も可能です。</p> <p>[月額利用料] スタンダードプラン(企業様向け): 49,500円(共益費込) ※鍵付き個室ブース1室とオープンスペースをご利用いただけます。 ライトプラン(個人様向け): 11,000円(共益費込) ※オープンスペースのみ利用可能です。</p> <p>[設備] 高速Wi-Fi(300~400Mbps以上)、コンセント、パーテーション、ディスプレイ、ホワイトボード、プロジェクタ ¥550/1回、スクリーン ¥550/1回</p> <p>URL: https://inn-sect.com/ 場所: 津山市二階町29</p>	<p>利用希望の方は レプタイル㈱まで TEL0868-35-2405</p>
	<p>Ziba Platform (ジバ プラットフォーム)</p> <p>[オフィスの概要] Ziba Platform(ジバ プラットフォーム)は2階をシェアオフィスとして利用できます。(机やネット環境も整っています) 1階スペースはシェアスペースとなっており、ワークショップやイベント会場としての利用や、キッチンを利用したカフェ開業希望の方向けのテストキッチン利用(ポップアップ)を行うこともできます。</p> <p>◆シェアオフィス利用料 [ワンフロア利用(1階/2階)] 1,000円(1時間)7,000円(営業時間内終日) ※1Fはワンドリンク注文で1時間以内無料で利用可能(貸切ではありません。)</p> <p>◆設備 コピー機、Wi-Fi、電源完備等(備品設置は要相談)、プロジェクター、スクリーン</p> <p>URL: https://npomec.or.jp/ 場所: 津山市山下46-19</p>	<p>利用希望の方は (特非)マルイ・エンゲージメントキャピタルまで TEL0868-32-8801</p>
	<p>津山鶴山ホテル</p> <p>[オフィスの概要] オフィス仕様の完全個室の空間で仕事ができます。 宴会場・会議室(有料)を使用した勉強会、講演会、懇親会、展示会を併せて開催することも可能です。</p> <p>◆オフィス利用料(消費税別) 1時間1,000円~/室、4時間3,000円~/室 1日 4,500円~/室、1週間 27,000円~/室、1ヶ月 154,000~/室</p> <p>◆設備 専用インターネット回線、Wi-Fi、モニター(27インチ、カメラ有り)、空気清浄機(加湿機能付き)、ケトル、冷蔵庫、複合機など ※個室によって設備の内容は異なります。</p> <p>URL: https://kakuzan-hotel.co.jp/satellite-office/ 場所: 津山市東新町114-4</p>	<p>利用希望の方は 津山鶴山ホテルまで TEL0868-25-2121</p>
起業	<p>ひととば</p> <p>[オフィスの概要] 古民家を改修した個室・オープンスペース及びセミナー等スペースを備えたシェアオフィスです。キッチンやカフェスペースでの模擬店・懇親会等の利用もできます。 市役所エリア、商店街から徒歩圏内の橋高下交差点にあり交通の便も良い。</p> <p>◆オフィス利用料 ドロップイン 2時間1,000円/人 フリースペース 11,000円/人 専用スペース 16,500円~50,000円 (住所利用、法人登記可能)</p> <p>◆設備 Wi-Fi、電源、モニター、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、プリンター、マイク&アンプスピーカー、映像配信スイッチャー、カメラ 《共有スペース》カフェスペース</p> <p>URL: https://tsuyamap.com/ 場所: 津山市橋高下117</p>	<p>利用希望の方は ひととば津山まで TEL090-4103-0058 mag@tsuyamap.com</p>
	<p>COTOYADO</p> <p>[オフィスの概要] 複合商業施設アルネ・津山内にあるテレワークオフィスです。大きさが異なる7つの賃貸オフィスがあり、ポスト設置や法人登記、荷物代理受け取りも可能です。 また、集中できる半個室ブースと打ち合わせができるテーブル席・ソファ席があるスペースや、会議室があります。</p> <p>◆オフィス利用料 《個人》 日中(10:00~19:00) 1,100円/日、夜間(17:00~22:30) 1,100円/日、 全日(9:00~22:30) 1,980円/日 月会員日中(10:00~19:00) 16,500円/月 月会員夜間(9:00~22:30) 27,500円/月 ※法人利用料などその他料金はホームページでご確認ください。 《サテライトオフィス契約》 90,200円/月~178,200円/月 ※各オフィスの面積等、詳細についてはホームページでご確認ください。</p> <p>◆設備 《サテライトオフィス》Wi-Fi、電源 《共有スペース》カフェスペース、ライブラリー、コピー機、ロッカー、プロジェクター、マイク</p> <p>URL: https://www.tsuyama-terework.jp/cotoyado 場所: 津山市新魚町17</p>	<p>利用希望の方は COTOYADOまで TEL0868-32-8880</p>

就農	トライアルワーク	津山圏域外から農業体験希望者を募集し、受入団体とマッチングする。 ・地域交流しながら農業体験(米・野菜・ブドウなど) ・長期、短期など希望者のニーズに合わせた体験が可能	
住宅	津山市住まい情報バンク	一般社団法人岡山県宅建物取引業協会と一般社団法人岡山県不動産協会が開設する「住まいる岡山」内に、「津山市住まい情報バンク」を開設し、「住まいる岡山」内に登録されている物件のうち、津山市内の空き家物件を抽出して情報を提供	
	空き家活用定住促進事業補助金(購入者)	空き家を購入する移住者に対し、購入費や改修費の一部を補助 ○対象者 次の全てに該当する人 ・転入の直近5年間、岡山県外に住所を有し、転入日から3年を経過していないこと ・空き家の所有権を有する人が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと ・申請年度の3月31日までに該当空き家への居住が可能であること ・空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思がある人 ・暴力団員でないこと ・空き家の改修の場合は、空き家の売買契約と同時にその改修を行う人	①購入補助金 補助率 100分の10 (上限300,000円) 新婚世帯 一律10万円 子育て世帯 18歳未満の子どもの数×10万円 加算 ②改修補助金 補助率 3分の2 (上限600,000円)
	空き家活用定住促進事業補助金(所有者)	売却した空き家所有者に、物件流動奨励金と片付けにかかる費用の一部を補助 ○対象者 次の全てに該当する人 ・空き家活用定住促進事業補助金の補助金対象となった移住者に空き家を売却した空き家の所有者であること(宅建物取引業者を除く) ・売却した空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと ・片付け補助金の場合は、所有者の責任において空き家の売却に支障がないようにこの空き家の家具等の処分を行うこと	①空き家活用物件流動奨励金 一件につき40,000円 ②空き家活用片付け補助金 補助率 10分の10 (上限100,000円)
子育て	教育・保育施設	教育・保育施設として、保育園(所)は24ヶ所(公立2ヶ所、私立22園)幼稚園は4園(公立2園、私立2園)、認定こども園は5園(公立2園、私立3園)と施設が充実しており、平成25年度以降待機児童はいません。	
	病児保育	保育園(所)・認定こども園や小学校に通っているお子さんが、病気のため登園や登校ができない時に、お子さんを預かる施設が市内に2ヶ所あります。	
	保育園(所)保育料	保育料は、父母の市民税額及び児童の年齢等により決定します。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の市民税額によって決定します。(多子軽減、ひとり親世帯等の軽減あり) 国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん、0歳児クラスから2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さんの保育料は、無償です。	
	公立幼稚園 保育料	国の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料(基本的な利用者負担額)は無償です。ただし、食材料費、行事費等は無償化の対象外となり、保護者の負担です。	
	就学援助制度	津山市教育委員会では、経済的理由によって就学することが困難な児童や生徒に対し就学に必要な一部経費の援助を行っています。	
	一時預かり保育	保護者が仕事や買い物、用事で保育できない時や、リフレッシュしたい時などに、保育園(所)、認定こども園などで未就学のお子さんをお預かりします。土日祝日に預けられる施設もあります。	
	地域子育て支援拠点(親子ひろば、地域子育て支援センター)	小学校就学前のお子さんと保護者を対象に、親子の遊びや交流、情報交換の場を無料で提供しています。スタッフへの子育て相談や、子ども・子育て支援サービスなどの情報提供を受けることもできます。また、オンラインによる相談業務等も行ってまいります。	
津山ファミリーサポート・センター	子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と、応援できる人(提供会員)が会員となり、子育てを地域で支えあう有償ボランティア組織。お子さんの一時預かりや保育施設などへの送迎などを行います。		
その他	IJUターナカフェ	地域住民と先輩移住者や移住希望者が交流を深める意見交換会を開催し、移住者ネットワークの形成を図る 令和6年度は2回開催予定。 (6/22及び2月に実施予定) ○対象者 ・地域住民 ・先輩移住者 ・移住希望者 ・関係人口候補者	
	移住支援金	東京圏からの移住定住促進及びに中小企業等における人手不足の解消を目的に、県のマッチングサイトに登録の企業に新規就職した方やテレワークにより移住前の業務を継続する方等に交付。 ○対象者(全ての要件に該当する方) ・移住直前に連続1年以上、かつ、移住直前10年間で通算5年以上、東京23区に居住していた方、又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)に在住し、東京23区に通勤していた方 ・移住後、津山に5年以上継続して居住する意思のある人など	単身:60万円 2人以上の世帯:100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円加算
	給食アレルギー対応	①保育園(所)・認定こども園・幼稚園 入園前に、申請書と医師が記入した意見書・園生活管理指導表で要申請。アレルギー源除去による除去対応食の提供 ②小・中学校 入学前に、申請書と医師が記入した意見書・学校生活管理指導表で要申請。アレルギー源の除去対応のみ、代替食無	①保育園(所)・認定こども園・幼稚園 除去対応の原因物質 「卵類、牛乳・乳製品、小麦、大豆、えび、ピーナッツ・ごま・ナッツ類、果物類等」 ②小・中学校 除去対応の原因物質 「卵類、牛乳・乳製品、小麦、大豆、えび、ピーナッツ・ごま・ナッツ類」
	一般不妊治療助成	タイミング法や人工授精をはじめとする一般不妊治療(体外受精及び顕微授精を目的とした薬物療法及び手術療法を除く治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成 ○対象者 次の全てに該当する方が対象 ・法律上の婚姻をしているご夫婦又は事実婚関係にあるご夫婦 ・ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有し、医療機関において不妊症と診断され、治療の必要があると認められた方 ・助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと。	○対象者が負担した本人負担額の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨て)とし、1年度当たり40,000円を限度とします。 ○助成対象とする一般不妊治療の回数は、一対象者に対して3回限りとし、助成金の額は一対象者120,000円を限度とします。 ※申請の手続きは、治療費の支払いが終了後、すみやかにお願いします。3月31日が閉庁日の場合は3月の最終開庁日までが受付となります。(生殖補助医療助成・不育治療助成も同様)

	<p>体外受精や顕微授精等(生殖補助医療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てに該当する方が対象 ・生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されている方 ・法律上の婚姻をしているご夫婦又は事実婚関係にあるご夫婦 ・ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有する方 ・助成金の交付を受けようとする生殖補助医療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていない方 ・指定医療機関で生殖補助医療を受け、助成上限回数(1子につき6回)に達していない方 ・治療期間初日の妻の年齢が43歳未満である方</p>	<p>○助成内容 【保険適用】 ・医療機関の領収金額(受診証明書に記載されている金額)の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)で、1回の治療につき9万円を限度 【併用診療(保険適用と先進医療を併用して行った場合)】 ・医療機関の領収金額(受診証明書に記載されている金額)の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)で、1回の治療につき12万円を限度 【混合診療(全額自己負担の場合)】 ・1回の治療につき20万円を限度(1,000円未満は切り捨て) ※申請の手続きは、治療費の支払いが終了後、すみやかにお願いします。3月31日が閉庁日の場合は3月の最終閉庁日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。</p>
不育治療助成	<p>医療保険の適用とされない不育治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てに該当する方が対象 ・法律上の婚姻をしているご夫婦又は事実婚関係にあるご夫婦 ・ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有する方 ・一般財団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により、不育症と診断されていること ・上記の診断に係る、医療保険の適用とされない不育症の治療を受けていること</p>	<p>○受診証明書に記載されている金額の範囲内で、1,000円未満は切り捨て 1人当たりの上限は、1年度30万円、通算で150万円</p> <p>※申請の手続きは、治療費の支払いが終了後、すみやかにお願いします。3月31日が閉庁日の場合は3月の最終閉庁日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。</p>
<p>定住自立圏 (津山広域事務組合 構成市町: 津山市・鏡野町・奈義町・勝 央町・久米南町・美咲町)</p>	<p>津山圏域の魅力をもとめたパンフレット作成(津山広域事務組合) 津山圏域での暮らしや移住情報、津山圏域の魅力をもとめたパンフレットを作成し、移住相談等で活用し津山圏域全体の情報発信を行う。</p> <p>地域企業説明会等参加助成金(津山広域事務組合)</p> <p>新規学卒者等のUターンを促進し、若者の定住化及び地域の活性化を図るため、企業説明会等に参加する新規学卒者及び既卒3年以内の者に対し対象企業説明会等(津山広域事務組合、津山広域事務組合構成市町)が開催する企業説明会等並びに地方公共団体、公共職業安定所その他公的機関が津山圏域内で開催する企業説明会等)に参加するために要する交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てを満たす、県外の大学等へ進学した新規学卒者等 ①県外に居住している者 ②高校在学中に津山圏域に居住していた者又は津山圏域に配偶者・父母・祖父母が居住している者 ③就活学生登録をしている者又は津山広域事務組合等が就活支援協定を締結している大学に在籍している者(既卒3年以内の者においては、無料職業紹介センターの求職登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学を卒業している者)</p>	<p>新規学卒者等の居住地の最寄りのJR乗車駅から対象企業説明会等の会場の最寄りのJR駅までの往復の交通費を基準とする額。交通費の算定に必要な経路の計算は、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則に準ずる。 1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円1会計年度当たり2回まで</p>
	<p>IJUターン就職活動助成金(津山広域事務組合)</p> <p>岡山県外から津山圏域への移住を希望する者(IJUターン希望者)が、津山圏域企業の採用面接に参加するために必要な交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てを満たす、IJUターン希望者(新規学卒者等を除く) ①津山圏域への移住を希望する者 ②津山圏域企業を対象に就職活動又は転職活動を行っている者 ③津山広域事務組合構成市町又は津山圏域無料職業紹介センターの紹介を受けた者 ④企業面接時に、県外に住所を有する者</p>	<p>IJUターン希望者の居住地の最寄りのJR乗車駅から会場最寄りのJR駅までの往復の交通費を基準とする額。津山広域事務組合職員等の旅費支給規則に準ずる。 他の自治体や企業等から交通費の補助等がある場合、助成対象となる交通費からその金額を差し引いた額の2分の1を助成する。 1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円1人当たり2回まで</p>
	<p>津山圏域移住・定住相談会 R6.9.14(大阪・ふるさと暮らし情報センター) R7.1.26(東京・ふるさと回帰支援センター) 参加自治体【津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町】</p>	
	<p>移住体験ツアー(1泊2日) R6.11.16-17 津山市・鏡野町・奈義町</p> <p>移住を検討している岡山県外在住の方に、津山圏域(令和6年度は、津山市・鏡野町・奈義町)へ訪れることで津山圏域での暮らしの様子を知ってもらい、また先輩移住者・地域住民との食事会で交流を図り、津山圏域の魅力を伝え、移住促進へ繋げることを目的とする。</p> <p>○募集対象者 津山圏域への移住を検討されている岡山県外にお住まいの方</p> <p>○参加費 無料 ※但し食事代として、別途徴収いたします。(金額未定) ※ご自宅から集合場所までの往復交通費は参加者負担</p>	